

(下線は変更部分)

変更前(2018年2月23日版)	変更後(2020年8月1日版)
<p>第6条 (契約の申込み)</p> <p>1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、この約款に同意したうえで、当社所定の手続きにしたがい、利用申込みをおこなうものとします。ただし、申込者が20歳未満・成年被後見人または被保佐人であるときは、親権者等法定代理人の同意を得ることを必要とします。</p>	<p>第6条 (契約の申込み)</p> <p>1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、この約款に同意したうえで、当社所定の手続きにしたがい、利用申込みをおこなうものとします。ただし、申込者が未成年、被保佐人であるときは、親権者等法定代理人の同意を得ることを必要とします。<u>民法第13条1項3号につき同意を要する旨の審判を受けた被補助人も同じとします。また、成年被後見人は、法定代理人による代理によって利用申込みをおこなうものとします。</u></p>
<p>第7条 (申込みの拒絶)</p> <p>2. 申込者が前条第1項ただし書の同意を得ていないとき</p>	<p>第7条 (申込みの拒絶)</p> <p>2. 申込者が前条第1項ただし書の同意を得ていないとき、<u>または代理によらないとき</u></p>
<p>第22条 (更新・廃止・転出)</p> <p>1. 当社所定の期日までに契約者から廃止の意思表示がないかぎり、ドメイン名は自動的に更新されるものとします。</p>	<p>第22条 (更新・廃止・転出)</p> <p>1. 当社所定の期日までに<u>当社もしくは</u>契約者から廃止の意思表示がないかぎり、ドメイン名は自動的に更新されるものとします。</p>
<p>第28条 (本サービスの一時停止)</p> <p>1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時停止中も、契約者の当社に対する料金支払義務は存続するものとします。</p> <p>(2) 第6章に定める契約者の義務に違反したとき</p>	<p>第28条 (本サービスの一時停止)</p> <p>1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時停止中も、契約者の当社に対する料金支払義務は存続するものとします。</p> <p>(2) 第6章に定める契約者の義務に違反したとき、<u>(契約者の従業員が第38条に反したときも含む)</u></p>

第 38 条 (禁止行為)

1. 契約者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。

(1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

(22) その他、公序良俗に違反すると当社が判断する行為

第 42 条 (当社からの解除)

3. 当社は、本条による解除をおこなったときであっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第 45 条 (更新)

最低利用期間が満了する前月末日までに契約者が利用契約を終了する意思表示をしないかぎり、利用契約は以下にしたがって自動的に同一条件で更新されるものとします。

第 38 条 (禁止行為)

1. 契約者 (契約者が法人である場合、本条において、契約者の役職員 (ただし、契約者の業務として行動している外観を備えている場合) も含みます) は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。

(1) 当社または第三者 (以下、本項において、総称して「第三者等」といいます) の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

(22) その他、当社のサービス利用者として不適切であると当社が判断する行為

第 42 条 (当社からの解除)

3. 当社は、本条による解除をおこなったときであっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。また、当社は、本条による解除によって契約者において何らかの損害が発生したとしても、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 45 条 (更新)

最低利用期間が満了する前月末日までに当社もしくは契約者が利用契約を終了する意思表示をしないかぎり、利用契約は以下にしたがって自動的に同一条件で更新されるものとします。

第 46 条 (個人情報の取扱い)

4. 当社は、契約者に本サービスを提供するにあたり、対応品質向上等を目的として、通話を録音できるものとします。

以上